

第四管区海上保安本部公示第 16 号

水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 11 日

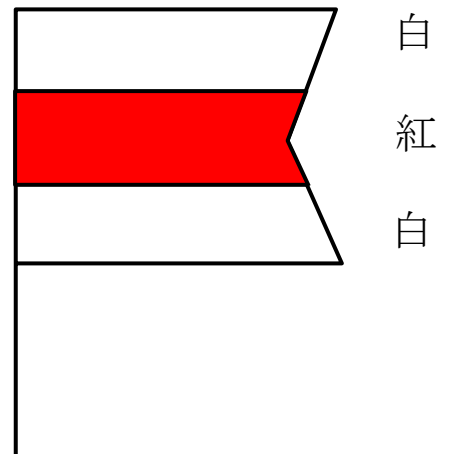
第四管区海上保安本部長（公印省略）

- 1 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所
三重県津農林水産事務所長 伊藤 隆幸
三重県津市桜橋 3 - 4 4 6 - 3 4

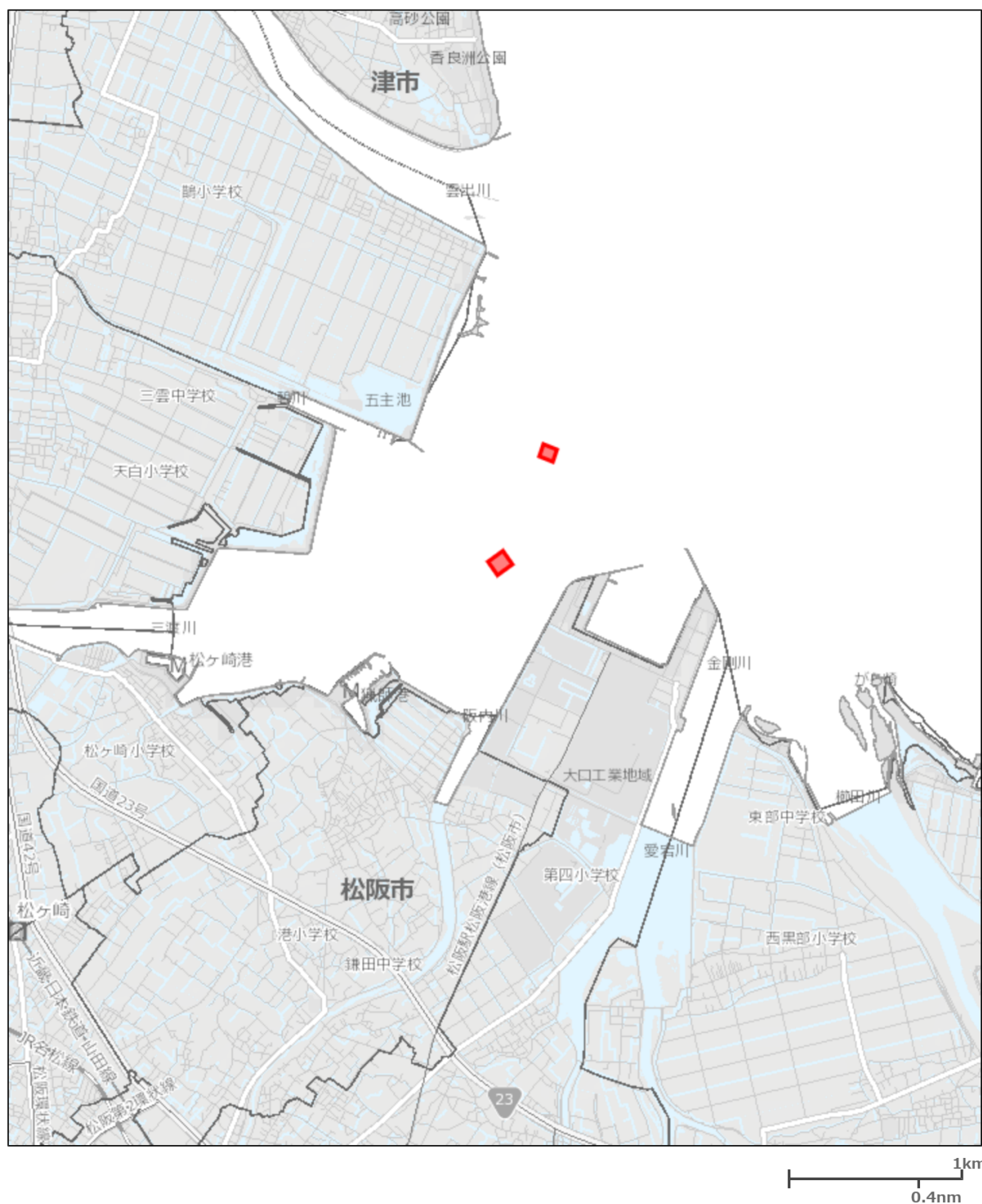
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
別図に示すとおり
令和 7 年 7 月 1 0 日～令和 7 年 7 月 3 1 日（うち 2 日間）

- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、音響測深機による測深

- 4 その他必要な事項
測量船は、水路業務法第 1 7 条に基づき、
水路業務法施行規則（昭和 2 5 年運輸省
令第 5 5 号）第 6 条に定める標識を揚げ
る。



別図



調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図